

消防局庁舎のあり方検討結果 について



令和3年1月

宮崎市消防局

消防局庁舎及び訓練施設整備検討委員会

はじめに

現在の消防局庁舎は昭和55年12月に建築され、橘通西一丁目の市役所本庁舎から消防局（当時は3課体制）と北消防署が同庁舎に移転し、昭和56年2月から運用が開始されました。

その後、救急高度化に係る救急救命士制度や高規格救急車の導入、指令業務における緊急情報システムの導入や大規模災害発生時の国の広域応援制度である緊急消防援助隊の発足、職場環境改善のための仮眠室の個室化、女性消防吏員の採用など、国の制度改正や社会情勢の変化、複雑・多様化する災害や救急事案に的確に対応するため、建物内部の改築工事や耐震補強工事、会議室と車庫・倉庫機能を備えた付属棟の建設等を行いながら増加する消防需要に応えてまいりました。

しかしながら、昭和56年の運用開始当時、職員総数235人、消防局職員46人、北消防署職員61人だった消防局の体制が、現在は、当初想定されていた業務量及び消防需要も増大して、職員総数341人、消防局職員71人、北消防署職員60人となり、現在の庁舎の容積、及び機能が不足する状況となっています。

また、平成23年3月11日の「東日本大震災」や平成28年4月14日の「熊本地震」等の発生により、大規模な地震や津波に対する住民意識が高まる一方で、近い将来発生が危惧される南海トラフ地震においては、宮崎県は甚大な被害を受ける可能性が高い重点受援県の一つに指定され、大地震に対する備えとともに受援体制の確立が喫緊の課題となっておりますが、現庁舎において十分に対応できるか不安が残る状況です。

さらに、現在の庁舎は、最大規模の降雨（L2）による浸水想定において、92cm浸水するとされており、洪水による消防機能の低下や消防活動への影響が懸念されます。

令和2年7月熊本県で発生した豪雨災害等、全国的に大規模な土砂風水害が多発しており、それらの災害を踏まえると、改めて本市消防局庁舎も浸水のリスクが現実的なものとなってきたことから、早急に対策を講じる必要があります。

以上の課題を解決するにあたり、今後の本市消防について、庁舎整備方針を含め消防行政全般にわたり抜本的な改善・見直しが必要であることから、まず、老朽化も進んでいる消防局庁舎について内部での検討に着手し、災害活動の重要拠点として、大規模化している災害に的確に対応できる消防活動拠点施設のあり方について検討を行いました。

今後とも宮崎市、及び消防事務を受託している国富・綾町の42万市・町民の安全安心を維持するため、消防機能の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

宮崎市消防局
消防長 杉村 廣一

目 次

第1章 消防を取り巻く現状	P 2
第2章 これまでの経緯	P 4
1 庁舎関係	P 4
2 組織関係	P 4
3 庁舎関係検討会	P 5
第3章 宮崎市消防局の現状と課題	P 7
1 大規模洪水による浸水の可能性	P 7
2 南海トラフ地震等発生時の防災拠点としての機能維持	P 8
3 大規模災害発生時の受援体制の確保	P 9
4 施設・設備の老朽化の進行	P 9
5 消防・救助訓練施設の不足	P 10
6 緊急車両用車庫、執務室の狭隘化	P 10
7 市民の利便性・ユニバーサルデザインへの配慮	P 12
第4章 消防局庁舎に求められる機能	P 13
1 災害活動拠点機能	P 13
2 訓練活動拠点機能	P 14
3 その他	P 14
第5章 消防局庁舎のあり方検討	P 16
1 新消防局庁舎整備の必要性	P 16
2 消防機能を本庁舎に含めるかについて	P 17
3 「建て替え」と「移転新築」の比較検討	P 21
4 新消防局庁舎建設候補地について	P 25
第6章 資料編	P 30
1 消防局庁舎及び訓練施設整備検討委員会設置要綱	P 31
2 構造耐震判定指標値（Is 値）と消防局庁舎の耐震診断結果について	P 33

第1章 消防を取り巻く現状

近年、消防を取り巻く社会環境は大きく変化しており、災害の複雑・多様化や救急件数の増加、大規模災害への迅速な対応等消防に対する国民のニーズはますます増大してきております。

また、人口減少社会の到来や高齢化の進展等社会の変化に対応するため、さらなる消防体制の整備・確立が求められています。

消防局庁舎整備については、これらの現状を的確に把握し、反映していく必要があります。

(1) 南海トラフ地震

南海トラフ地震は、我が国において発生が危惧されている最大級の地震であり、広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生し、これまで想定されていた地震とは全く異なる極めて甚大な被害を受けるものと予想されています。

この大規模地震の防災対策は消防にとっても喫緊の課題であり、特に宮崎市を含む南海トラフ沿岸地域では、防災拠点の構築を含めたハード・ソフト両面にわたる総合的かつ速やかな防災対策の推進が求められているところです。

(2) 土砂・風水害等大規模自然災害

世界的な異常気象を背景に、今まで経験したことのない台風・豪雨災害が全国的に発生し、一級河川の氾濫や堤防の決壊等に起因する、大規模な土砂・風水害が多発している状況です。

(3) 緊急消防援助隊

緊急消防援助隊は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機として大規模災害や特殊災害が発生した際に全国規模の消防応援を迅速に行い、被害の軽減を図るため創設されたものです。その出動範囲は年々広がりを見せ、地震、豪雨災害に留まらず、噴火災害やNBCテロなどの特殊災害等にも対応するよう充実強化が図られているところです。

同時に、被災地域における被害軽減のためには、被災地側の受援体制の構築と派遣された緊急消防援助隊との連携強化が不可欠であるため、これらの整備についても対策を講じる必要があります。

(4) 救急高度化推進

高齢化の進展等により、救急需要は今後も増大する可能性が高いことが示されており、また、熱中症や新型コロナウイルス感染症への対応など、消防にとって救急体制の強化は必要不可欠となっています。このような救急業務を取り巻く現状を的確に把握し、救命率向上のため、医療機関との連携や救急救命士の処置範囲拡大等、救急業務の高度化

をさらに推進する必要があります。

(5) 消防広域化

消防広域化については、消防本部における消防力の維持・強化のため、平成18年6月消防庁告示で「市町村の消防の広域化に関する基本方針」が示され、国により推進されてきたところです。現在ではその推進期限が令和6年4月1日まで延長され、引き続き、都道府県とも連携しながらその実現に向け、全国的な取り組みが行われているところです。

(6) 消防指令業務の共同運用

消防指令業務の共同運用とは、複数の消防本部において共同で消防指令センターを整備し、共同で配置した通信員により消防指令業務を行うものです。消防広域化の一つとして国により推進され、より高度な消防サービスに対するニーズを踏まえ、全国的に導入が進められています。

(7) 女性消防吏員の活躍推進

昭和44年に初めて女性消防吏員の採用が始まり、平成6年には「女性労働基準規則」の一部が改正され、消防分野における深夜業の規制が解除されました。これにより女性消防吏員も24時間体制で消防業務に従事できるようになり、救急隊員等女性が活躍する場が少しずつ増えています。

消防組織の中でも、女性の力を最大限に活用して活性化を推進するため、環境整備が重要課題となっています。

第2章 これまでの経緯（消防局、北消防署関係・昭和55年以降）

1 庁舎関係

実施年	内容等
昭和55年12月	現消防局庁舎が和知川原一丁目に竣工した。
昭和56年2月	消防本部と北消防署が同庁舎に移転し、運用を開始した。
平成5年11月	緊急情報システムを導入し、本格稼働した。
平成12年3月	耐震補強工事を実施した。
平成14年12月	消防局附属棟を新築した。
平成17年10月	北消防署の改築を行い、仮眠室を個室とした。

2 組織関係

実施年	内容等
平成4年4月	消防職員定数を251人から267人に増員した。
平成6年4月	警防課にあった通信指令係を指令室として独立させた。
平成7年4月	消防職員定数を267人から280人に増員した。
平成10年4月	指令室を指令課と改めた。
平成11年4月	消防職員定数を280人から292人に増員した。
平成13年4月	初めて女性消防吏員（1名）を採用した。
平成14年4月	消防職員定数を292人から300人に増員した。
平成14年11月	北消防署の救急隊を1隊増隊した。
平成17年4月	消防職員定数を300人から310人に増員した。

平成 18 年 1 月	平成の市町村合併に伴い、消防事務受託町の佐土原町、高岡町、田野町を編入合併し、新たな枠組みでの広域消防事務がスタートした。
平成 18 年 4 月	消防職員定数を 310 人から 322 人に増員した。
平成 18 年 4 月	指令課の勤務体制を 2 交代制から 3 部制に変更し、夜間複数体制とした。
平成 22 年 3 月	消防事務受託町の清武町と合併し、新宮崎市、国富町、綾町の 1 市 2 町による広域消防事務となった。
平成 26 年 11 月	警防課の救急救助係を 2 名増員し、本部救急隊の運用を開始した。
平成 28 年 4 月	消防職員定数を 322 人から 325 人に増員した。
平成 31 年 4 月	消防職員定数を 325 人から 339 人に増員した。
令和元年 12 月	警防課で運用していた本部救急隊を北消防署において、北 2 救急小隊（日勤）として運用を開始した。

3 庁舎関係検討会

実施年度	検討内容等
平成 26～28 年度	<p>総務課内検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現消防局庁舎における現状と課題 ・ 消防局庁舎に求められる機能 ・ 新消防局庁舎に求められる面積
平成 29 年度	<p>「消防局庁舎のあり方に係るプロジェクトチーム」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防局庁舎を取り巻く現状 ・ 消防局機能を本庁舎に含める場合の効果

<p>平成 30 年度</p>	<p>「消防局庁舎及び訓練施設整備検討委員会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 霧島五丁目消防局管理地の土地利用の検討 ・ 「霧島五丁目土地利用及び訓練施設整備計画」の作成
<p>令和 2 年度</p>	<p>「消防局庁舎及び訓練施設整備検討委員会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防機能を本庁舎に含めるかの検討 ・ 消防機能を本庁舎に含めた場合の方向性 ・ 消防機能を本庁舎に含めない場合の方向性

第3章 宮崎市消防局の現状と課題

現状の消防局庁舎の抱える課題については、主に以下の7つの点が挙げられます。

- (1) 大規模洪水による浸水の可能性
- (2) 南海トラフ地震等発生時の防災拠点としての機能維持
- (3) 大規模災害発生時の受援体制の確保
- (4) 施設・設備の老朽化の進行
- (5) 消防・救助訓練施設の不足
- (6) 緊急車両用車庫、執務室の狭隘化
- (7) 市民の利便性・ユニバーサルデザインへの配慮

●現消防局・北消防署の概要

構造	敷地面積	延面積	建築年月
RC造 地下1階地上4階建	3,285 m ²	3,095 m ²	昭和55年12月

●消防局付属棟の概要

構造	敷地面積	延面積	建築年月日
鉄骨造 地上2階建	607 m ²	477 m ²	平成14年11月

1 大規模洪水による浸水の可能性

現状

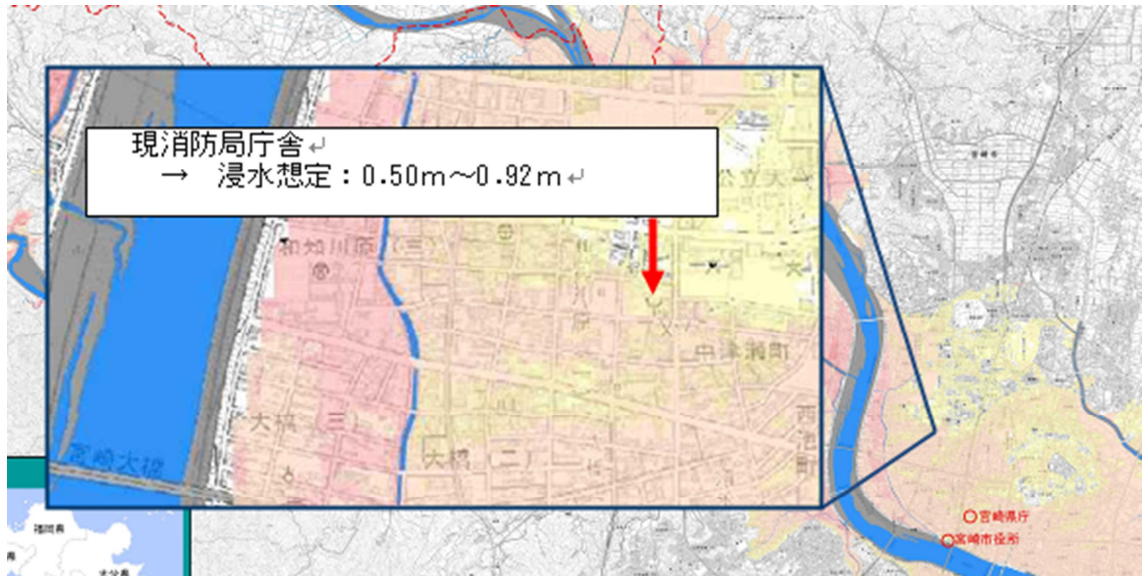
洪水浸水想定（L2想定）において、最大92cm浸水する可能性があり、消防機能の低下と消防活動への影響が懸念されます。

課題

令和2年7月豪雨で被災した人吉下球磨消防本部では、消防署が約60cm浸水し、緊急車両28台が水没しています。救助資機材等も使用不能となったため、消防機能を喪失し、緊急消防援助隊として派遣された宮崎県大隊がその機能を補完する活動を行いました。

本市消防局庁舎においても大規模災害発生時、同じような事態に陥らないため、重要な防災拠点としての機能を維持できるよう早急に対策が必要です。

●現消防局庁舎周辺の洪水浸水想定区域図（L2想定）



2 南海トラフ地震等発生時の防災拠点としての機能維持

現状

庁舎の耐震性について、令和元年11月に実施した耐震診断調査では、構造耐震指標値（Is値）が、防災拠点施設として目標とする「0.81」を上回り、その耐震性について確保されているとの結果を得ています。

また、現庁舎に設置している非常用自家発電設備の外部の燃料供給なしに稼動可能な時間は、8.2時間です。

課題

耐震診断調査結果では、地震に対して消防局庁舎が倒壊する可能性は低いと考えられますが、免震構造（揺れを抑制する構造）ではないため、南海トラフ地震等の強い揺れで消防指令システム等建物内部の機能が損なわれたり、車庫シャッターのひずみによる緊急車両出動の遅れ、救助資機材等の破損等が発生し、迅速な救助活動に移行できない可能性があります。

また、非常用自家発電設備の外部の供給なしに稼動可能な時間は、国が示す72時間を満たすよう改修する必要があります。

3 大規模災害発生時の受援体制の確保

現状

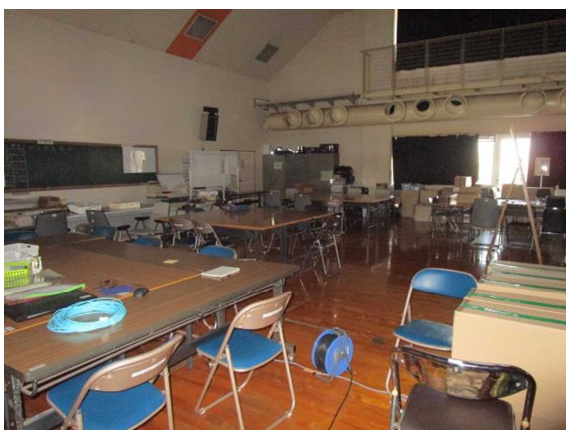
南海トラフ地震等緊急消防援助隊の応援を受けるような大規模災害が発生した場合、消防対策部と指揮支援本部を消防局庁舎内に設置することとなりますが、現消防局庁舎にはそのスペースが不足しています。

また、受け入れた指揮支援本部隊員や緊急招集された消防職員の休憩・仮眠をとるスペースがなく、長期に及ぶ災害に対応が難しい状況です。

課題

発生が危惧されている大規模災害に備え、機能的な消防対策部及び指揮支援本部を設置可能なスペースの確保が必要です。また、指令課と連携可能で効率的かつ的確に指揮活動できる環境整備が必要です。

さらに、長期間に及ぶ災害に備え、非常招集された隊員等の休憩・仮眠室、備蓄倉庫等のスペースや緊急消防援助隊等の応援車両の駐車場所の確保も必要です。



消防対策部開設のスペースが狭く、大規模災害に対応できない。



非常召集した職員の休憩・仮眠スペースが確保できない。

4 施設・設備の老朽化の進行

現状

現消防局庁舎は建築から40年が経過し、外壁のひびや床面の剥がれ、敷地アスファルト舗装の劣化等が顕著です。さらに、空調設備や給排水設備は老朽化が著しく、修繕を繰り返し維持していますが、今後も維持管理経費の増加が予想されます。

課題

現在長寿命化計画を策定中ですが、今後の動向を見定め、建て替え等を含めた消防局庁舎のあり方を検討する必要があります。



外壁の剥離が数多く見られる



建物内部も老朽化が激しい

5 消防・救助訓練施設の不足

現状

北消防署には訓練施設がなく、消防局庁舎を使用して消防・救助訓練を行っていますが、放水ができない等制約が多いため、実践的な訓練が難しい状況です。

課題

若年職員への教育訓練等消防力向上のため、実践的な訓練ができる消防施設が必要です。



敷地が狭く、訓練施設を整備する場所がない

6 緊急車両用車庫、執務室の狭隘化

(1) 緊急車両用車庫

現状

現在、消防局と北消防署では、緊急車両等計32台の車両を所有し、地下1階、地上1階及び付属棟内に保管しているところですが、車庫が足りないため、屋外にも駐車している状況です。

課題

複雑・多様化する各種災害に対応するため、今後も緊急車両が増加していく可能性も高く、消防車両の車庫の確保が喫緊の課題です。



車庫が少なく、緊急車両を屋外に駐車している



地下駐車場は天井が低く、狭い

(2) 執務室

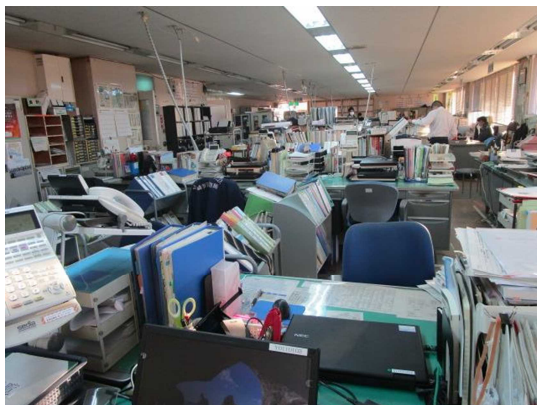
現状

現消防局庁舎建築当時の職員数は、消防局46名、北消防署61名でしたが、令和2年4月1日現在、消防局71名、北消防署60名と増加している状況です。

執務室や仮眠室等を改築により対処していますが、執務スペース、会議室、来訪者との協議場所が狭く、防火対象物等ファイルの保管場所も十分でないため、業務に支障を来している状況です。

課題

研修、会議、来客者対応スペース、書庫等の必要な機能を整理し、効率的で将来に渡り使いやすい事務スペースの整備が必要です。



執務室が狭く、協議スペースも少ない。



ファイル庫も狭く、効率が悪い

7 市民の利便性・ユニバーサルデザインへの配慮

現状

消防局庁舎には、年間約1万2,000人の関係者を含む市民が来局していますが、その来訪者の駐車場が不足しており、利便性に欠ける状況です。また、来訪者と協議・打ち合わせするスペースも少なく、市民が利用しにくい施設となっています。

さらに、来客用の女性トイレは1階及び3階フロアにしかなく、ユニバーサルデザインへの対応は限界となっており、女性職員の浴室や仮眠室などについても、建物を改築して対応していますが、プライバシーを確保するための適正な環境を確保することが困難となっています。

課題

高齢者・障がい者・妊産婦など、全ての人が安心して利用できる施設の整備が必要です。また、女性職員のプライバシーが確保できる環境整備が必要です。

第4章 消防局庁舎に求められる機能

1 災害活動拠点機能

(1) 耐震（免震）性を確保した施設

今後発生が危惧される南海トラフ地震などの大規模地震発生後においても、建物を補修することなく継続して消防防災活動拠点としての機能を維持することは、消防局庁舎に求められる絶対条件です。さらに、被災直後から対応を迫られる特性上、消防指令システム等建物内部の機能が損なわれたり、車庫シャッターのひずみによる緊急車両出動の遅れ、救助資機材等の破損等が発生しないよう、地震に耐えるだけでなく、建物内部の機能を維持することができる免震構造とすることが必要です。

(2) 災害対策本部を整備した施設

いつ発生するか分からない災害に迅速に対応するためには、発災後すぐに災害対策本部を立ち上げ運用できる指揮体制を整えておくことが重要です。その災害対策本部には市災害対策本部を含む他防災機関と情報共有できるシステムや、活動隊の配置・活動状況等を把握し、適切に指揮活動できる装備が必要です。

また、市災害対策本部のバックアップ機能としての役割も担う必要があるため、その機能を補完できるスペースの確保が必要です。

さらに、非常召集された職員が迅速に駆けつけ、出動態勢を整えて災害対応できるよう職員の駐車場や長期の災害に対応するための参集職員の仮眠室に変換可能なスペースも備えておく必要があります。

(3) 常時稼働の消防機能を継続できる施設

広域消防業務（宮崎市・国富町・綾町）をはじめとし、県内の消防防災活動拠点施設として、消防行政及び消防防災活動の中心的な役割のもと、大規模災害時においても、人命救助のひとつの目安である72時間の救助体制を継続できる機能を備えておく必要があります。

大規模災害発生時にライフラインが寸断されても、自立して活動継続できるための非常用自家発電設備や大型受水槽、自家用給油取扱所などを有する施設が必要です。

(4) 緊急消防援助隊の受け入れを配慮した施設

本市の消防力では対応できない大規模災害が発生した場合、県内応援協定や緊急消防援助隊が本市で活動することが想定されます。大規模災害の対応には初動が重要であり、迅速に応援隊を受け入れるための体制を予め整備しておく必要があるため、ヘリポートや緊急消防援助隊車両の駐車場等の整備が必要です。

(5) 重要機器の更新や資機材の増加等に柔軟に対応できる施設

消防局庁舎には、119番通報や災害関連情報を一元的に処理する消防指令センターや災害対応時の情報通信基盤となる消防救急デジタル無線設備等迅速に災害対応するためのさまざまなシステムが備わっています。

これらの設備は、定期的に更新・整備する必要があるため、その更新スペースや資機材の増加に柔軟に対応できる庁舎が必要です。

今後の消防行政の動向として、消防広域化や消防指令業務の共同運用等組織拡大の可能性も考えられることから、先を見越した空間の確保と拡張性が求められます。

2 訓練活動拠点機能

(1) 実践的な消防・救助・救急訓練が実施可能な施設

消防は、知識と技術によって資機材を運用し、災害から住民を守ることが最大の使命です。災害対応力は日々の訓練の積み重ねによって発揮されるものであるため、救助救急資機材、消防車両、梯子車等の特殊車両を運用するための訓練場所と訓練施設を整備することは必須です。複雑・多様化する災害に備え、消防団やその他の防災関係機関との活動も重要なことから、これらの連携活動をスムーズにするための訓練施設も整備する必要があります。

(2) 市民の防災教育等が実施可能な施設

市民に対する防災意識啓発活動は、地域防災力の向上に不可欠です。

現在実施している防災訓練や救急講座等のほか、体験型の消火訓練や避難体験ができる施設、視聴覚機器を有効に使った防災学習の開催可能な施設の整備が必要です。

自治会や事業所単位で受講できる広い研修室や来庁者用の駐車場など、誰でも気軽に受講できる環境を整備し、定期的及び一体的に火災予防や救急などの講習会を開催することにより、市民の防災知識と技術が向上し、災害に強いまちづくりを進めていくことが必要です。

3 その他

(1) 市民の利便性を確保した施設

本市では、平成13年4月1日に「宮崎市福祉のまちづくり条例」を制定し、「全ての市民が安心して快適に暮らし、自らの意思で様々な社会活動に参加し、幸せを実現できること」を目標に、福祉のまちづくりを推進しています。

高齢者・障がい者・妊産婦など、全ての人が安心して使用できる施設の整備を目標にする必要があります。

(2) 省エネルギー、省資源に配慮した施設

宮崎市環境基本計画の重点目標において、主要な公共施設の建設・改修にあたっては、関係課の要求により環境に配慮した省エネルギー機器の採用及びクリーンエネルギーの導入の設計・検討を推進することになっています。

特に消防局庁舎は24時間365日使用される特性から、環境への配慮は、率先して取り組むべき事項であり、自然採光や自然換気、また太陽光発電などの自然エネルギーを利用するなど、省エネルギー・省資源に配慮し、SDGs（持続可能な開発目標）の理念に基づき、環境にやさしい消防局庁舎が必要です。これらの対応は環境への効果だけでなく、庁舎の維持管理費を低減し、財政的な負担を抑えることにもつながります。

(3) ライフサイクルコスト（LCC）低減を配慮した施設

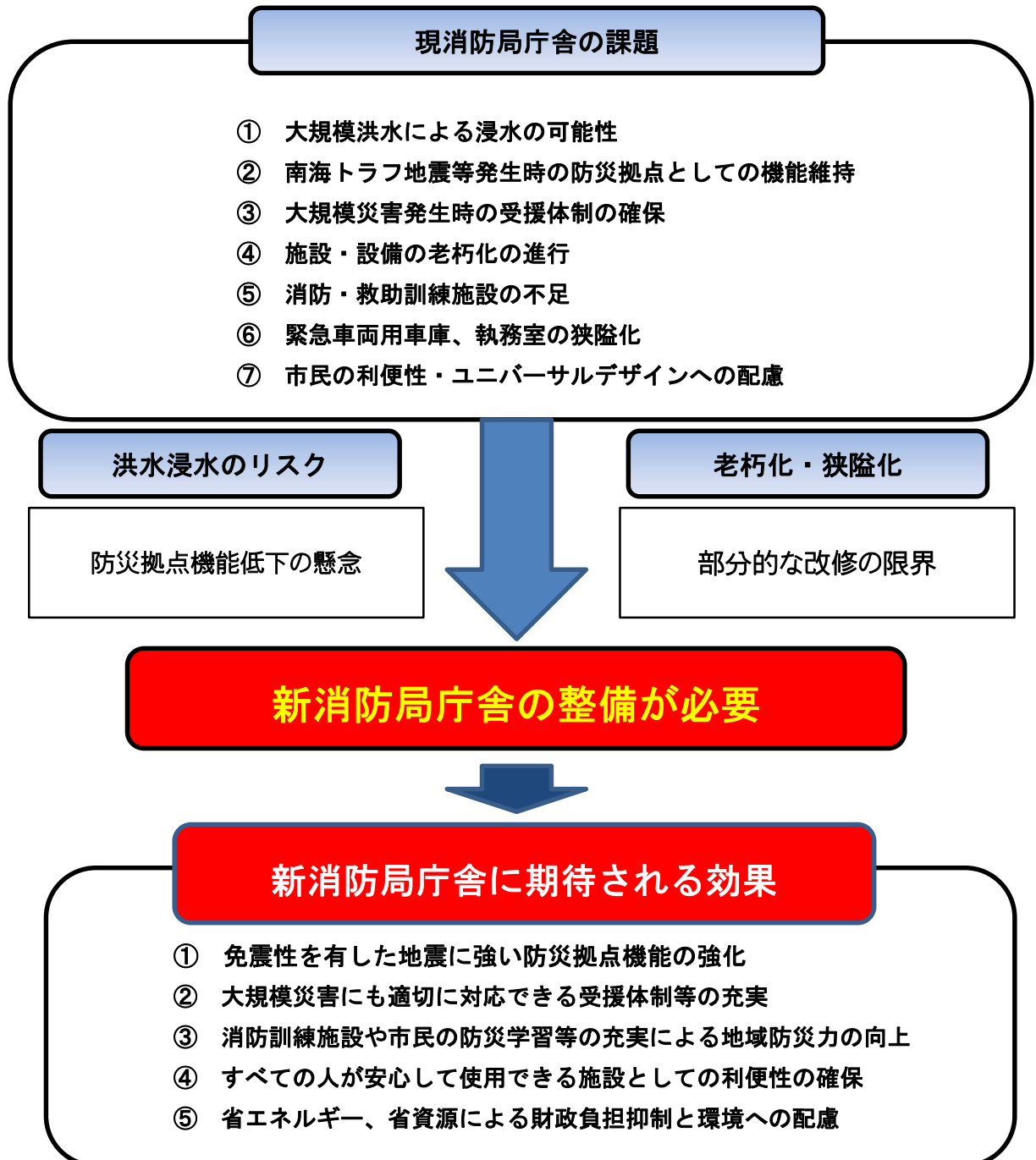
建設、運用、解体までの建物のライフサイクル全体での費用、さらには環境負荷を低減し、建物の長寿命化を図ることができる庁舎整備が必要です。

第5章 消防局庁舎のあり方検討

1 新消防局庁舎整備の必要性

これまでの検討結果から、現消防局庁舎は多くの課題を抱えており、応急措置的な対応では解決が難しい状況です。

複雑・多様化する各種災害に対応し、安全・安心な消防サービスを提供するために、災害に強く、市民に開かれた機能的な庁舎整備を進めていく必要があります。



2 消防機能を本庁舎に含めるかについて

本庁舎のあり方検討の中では、消防局4課を本庁舎に含む案もパターンの1つとして検討されていますが、このことは、今後の消防局庁舎整備を考えるうえで大きな方向性を決める要因になります。

そのため、消防局として消防機能を本庁舎に含めることのメリット、デメリット等を整理し、宮崎市の防災体制にとって消防局がどう関わるべきかを検討していく必要があります。

(1) 市本庁舎のあり方検討について

①現状

- ・ 昭和38年竣工、築57年。推定耐用年数65年（令和10年）。老朽化、狭隘化のため、平成29年から「宮崎市庁舎問題検討委員会」を立ち上げ、本庁舎のあり方について検討を開始した。
- ・ 今年度、「長寿命化」ではなく「建て替え」の方針を決定。今後、建て替える場所として、「橘通周辺」、「宮崎駅周辺」、「南宮崎駅」、「中村町周辺」の4つのエリアから1つに絞り込む予定。

②消防局との関わりについて

来年度基本構想を策定し、その中で新庁舎に入る部署の選定等を行います。その中に「消防局を含める」案も検討されている状況です。

(2) 本庁各課業務連携のアンケート結果について

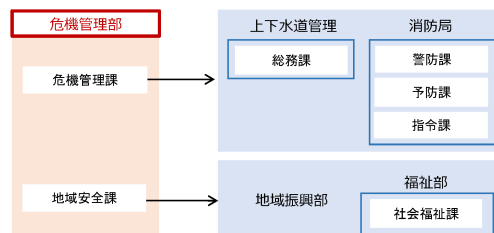
令和元年度、管財課が全庁的に実施した各課業務関連アンケート結果では、消防局4課と本庁各課の関係性が以下のとおり、図式化されています。

また、近接が望ましい他課として消防局を挙げたのは、危機管理課と上下水道局でした。

●消防局と本庁各課との関係性



●本庁各課（危機管理課）と消防局との関係性



(3) 消防機能を本庁舎に含める場合のメリット、デメリットについて

●メリット

- ・ 災害時に設置される市災害対策本部と消防対策部が同一施設内にあり、情報共有等が容易となることで、災害規模に応じた対応を的確に判断することが可能となり、災害対応力の強化につながる。
- ・ 消防行政と関連する関係課との連携及び議会対応が容易となる。
- ・ 本庁までの移動に要していた時間が不要になる。

●デメリット

- ・ 消防内部の事務連絡に時間を要する。
- ・ 大型の消防車両が本庁駐車場を使用する機会が増える可能性がある。
- ・ 大規模災害により本庁舎が被災した場合、市災害対策本部と消防対策部を同時に失うこととなる。(対策本部・指揮機能の分散化が図れない)
- ・ 大規模災害発生時、消防局と活動隊との連携に支障を来す。
- ・ 消防局4課が管理している多数の緊急車両を駐車する場所が本庁舎に必要となる。
- ・ 消防広域化、消防指令業務の共同運用等に対応する拡張性が乏しくなる。

(4) 現消防局4課アンケートについて

消防機能を本庁舎に含めるかについて、現消防局4課の係長級、主幹、課長補佐(各課4名ずつ計16名)に対しアンケートを実施した結果は以下のとおりでした。

● 平常時

- ① 本庁各課と北署の連携を比較した場合、どちらの頻度が高いか。

本庁各課	北署(活動隊)	同じくらい
(5名・31.2%)	(5名・31.2%)	(6名・37.5%)

- ② 本庁各課と北署の連携を比較した場合、どちらが業務の重要度が高いか。

本庁各課	北署(活動隊)	同じくらい
(8名・50%)	(4名・25%)	(4名・25%)

● 非常時（災害発生時）

① 本庁各課と北署の連携を比較した場合、どちらの頻度が高いか。

本庁各課 (1名・6.2%)	北署（活動隊） (12名・75%)	同じくらい (3名・18.7%)
-------------------	----------------------	---------------------

② 本庁各課と北署の連携を比較した場合、どちらが業務の重要度が高いか。

本庁各課 (0名・0%)	北署（活動隊） (9名・56.2%)	同じくらい (7名・43.7%)
-----------------	-----------------------	---------------------

● 消防機能を本庁舎に含めるか否か。（本庁舎に消防4課が入るか。）

含める（本庁に入る） (3名・18.7%)	含めない（消防単独） (13名・81.2%)
--------------------------	---------------------------

● 自由意見

- ・ 平常時のウエイトよりも、非常時の際にどのようにあることが理想かを重点に考える必要がある。
- ・ 災害時を考慮すると、本庁舎に含めない方が良い。
- ・ 災害時の防災拠点としてバックアップの意味で本庁とは別にすべき。
- ・ 平常時は本庁各課との連携が多いが、それを理由に本庁と同居することで非常時に支障があれば本末転倒。
- ・ 北署（活動隊）が消防局4課の決裁が必要な場合、手間がかかる。（電子決裁で解決可能）
- ・ 消防局庁舎を新築するのであれば、本庁舎に含めない方が良い。
- ・ 火災原因調査や立入検査関係業務等、活動隊との連携が多いため、消防単独の方が断然望ましい。
- ・ 本庁各課との関わりも多いが、総合的に考えると消防局と北署が一緒にあった方が良いと思う。
- ・ 通年を通して頻度としては、本庁舎に含める方が効率的。

(5) 「消防機能を本庁舎に含めるかについて」のまとめ

消防局4課を本庁舎に含めた場合、本庁関係課との連携等による事務効率化や、組織の集約化及び大規模災害発生時の市災害対策本部や危機管理課との連携強化により、情報共有が容易になるなどのメリットが期待できます。

しかしながら、本庁各課業務連携のアンケート結果によれば、平常時において消防局4課との連携を重要視している課はなく、さらには、本庁舎に消防局4課が入ることによって、消防内部の事務効率の悪化や消防車両による本庁舎駐車場スペースの圧迫が危惧されることに加え、今後進展していく可能性がある消防広域化や消防指令業務の共同運用等消防行政の動向にハード面の問題として障壁となる可能性があることが課題となります。また、予防課については、図面等で確認しながら直接署員とやり取りする業務が多く、本庁舎に含むことにメリットを見出せない課も存在します。最も懸念されることとして、大規模災害や新型コロナウイルスのような感染症患者、多数傷病者への対応などの特殊災害が発生し、活動隊、指令課、消防局の連携必須の重要事案に対処しなければならない場合の連携の障害となることが考えられ、災害対応力の強化にはつながらない可能性があります。さらに、大規模災害発生時におけるBCPの観点からも、消防局は市災害対策本部との連携を確保しつつ、バックアップ機能として分散化させていた方が、宮崎市の防災体制としてはメリットが大きいものと考えます。

以上のことから、消防機能を本庁舎に含まない（消防局4課は本庁舎には入らない）との結論に至りました。

3 「建て替え」と「移転新築」の比較検討

消防局庁舎を整備するにあたり、現地での「建て替え」及び「移転」の2通りが考えられるため、それらについて検討を行う必要があります。

「建て替え」及び「移転新築」を行うにあたり、①防災拠点としての機能を果たすか、②消防力の向上が図れるか、③市民の利便性は向上するか、④経済性、の4項目に対し、比較検討を行うこととします。

「現地建替え」か「移転新築」の検討について(まとめ1)																
評価対象	現地建て替え							平均	移転新築							平均
	×	△	△	×	×	×	△		○	△	○	○	○	△	○	
洪水浸水対策	×	△	△	×	×	×	△	0.4	○	△	○	○	○	△	○	1.7
	(肯定的な意見) ①造成工事で対策可能								(肯定的な意見) ①洪水浸水リスクのない(或いは低い)移転先選定が可能 ②造成工事で対策可能 ③洪水浸水や津波の影響を受けない場所での整備が必須である ④L2想定への対応が可能 ⑤洪水浸水対策を考慮した計画が可能							
	(否定的な意見) ①造成工事等で浸水は免れるが、洪水浸水域内であることには変わらない ②洪水浸水エリアのため造成工事が必要 ③隣接する2道路も冠水が想定されるため対策が必要 ④L2想定への対応が不可 ⑤造成工事からの建て替えは長期の工期を要す ⑥造成工事をするこで、付近の低地に悪影響を及ぼす可能性がある								(否定的な意見) ①現北署管轄内は、ほとんど浸水想定区域であるため、調整池等の対策が必要となる							
大規模地震対策	○	○	○	△	△	×	○	1.4	○	○	○	○	○	○	○	2
	(肯定的な意見) ①建て替えを行うことで、求められる耐震・免震等の強化が図れる ②強化対策可能(免震等) ③免震化、自家発の更新により可能となる ④対応は可能 ⑤現状を維持・強化のみ								(肯定的な意見) ①建て替えを行うことで、求められる耐震・免震等の強化が図れる ②強化対策可能(免震等) ③免震化、自家発の更新により可能となる ④新築のため、充実した施設建築が可能 ⑤耐震・免震を考慮した庁舎建設が可能 ⑥広大な敷地を確保することで、大規模地震対策を講じることができる ⑦ライフラインが早い時期に復旧できる場所を選定(調査要)							
	(否定的な意見) ①敷地面積が不足している。 ②現在地は主要幹線道路に接していない為、ライフライン復旧に時間を要す可能性がある								(否定的な意見) なし							
大規模災害時の受援体制	△	×	△	×	×	×	△	0.4	○	○	○	○	○	○	○	2
	(肯定的な意見) なし								(肯定的な意見) ①建て替えを行うことで、目指すべき受援時の体制強化を考慮した移転先選定が可能 ②敷地が広い場所を確保できれば、進出拠点等の活用が可能 ③新築のため、充実した施設建築が可能 ④緊急援助隊の進出拠点・集結場所・避難場所の整備が可能 ⑤広大な敷地を確保することで、大規模地震対策を講じることができる ⑥ライフラインが早い時期に復旧できる場所を選定 ⑦緊急消防援助隊を受け入れるためのヘリポートや大型車両に必要な施設や設備(自家給)等整備して受援体制を整えることができる							
	(否定的な意見) ①建て替えを行うことで、一定の受援体制強化は図れるが、現有敷地では限度がある(車両駐車スペース等) ②進出拠点等としての活用不可 ③建物の大幅な改築は見込めない。利便性が不透明である ④狭隘のため ⑤現状では、庁舎増築及び敷地の拡張性は不可 ⑥建物自体の大幅な容積増は図れないため、対策本部等の利便性が不透明								(否定的な意見) なし							
拠点機能	△	×	△	×	×	×	△	0.4	○	○	○	○	○	○	○	2
	(肯定的な意見) ①建て替えを行うことで、拠点機能としての一定の利便性向上は図れるが、現有敷地では限度がある								(肯定的な意見) ①建て替えを行うことで、目指すべき拠点機能としての利便性を考慮した移転先選定が可能 ②敷地が広い場所を確保できれば、進出拠点等としての利便性が図れる ③利便性を考慮した配置が可能である ④新築のため、充実した施設建築が可能 ⑤拠点機能を考慮した場所の選定が可能 ⑥広大な敷地を確保することで、大規模地震対策を講じることができる ⑦ライフラインが早い時期に復旧できる場所を選定							
	(否定的な意見) ①建物の規模が限られ、利便性が図れない ②建物の大幅な改築は見込めない。利便性が不透明である ③狭隘のため ④現状では、庁舎増築及び敷地の拡張性は不可 ⑤敷地面積が不足している ⑥現在地は主要幹線道路に接していない為、ライフライン復旧に時間を要す可能性がある ⑦建物自体の大幅な容積増は図れないため、対策本部等の利便性が不透明								(否定的な意見) なし							
非常招集環境	△	×	×	×	×	△	×	0.3	○	○	○	○	○	○	○	2
	(肯定的な意見) ①職員待機等のスペースは確保可能となる ②周辺施設への協力により、最低限の駐車スペース確保は可能と思われる								(肯定的な意見) ①建て替えを行うことで、非常召集時に求められる環境整備が可能 ②敷地が広い場所を確保できれば、非常召集環境が整備できる ③利便性を考慮した配置が可能である ④新築のため、充実した施設建築が可能 ⑤配備職員を考慮した計画が可能 ⑥職員待機等のスペースは確保可能となる ⑦駐車スペース等が容易に確保できる							
	(否定的な意見) ①建て替えを行うことで、非常召集環境の改善は図れるが、現有敷地では限度がある ②駐車場・仮眠室の確保困難 ③非常召集者の駐車場及び仮眠室等の整備ができない ④狭隘のため ⑤配備職員の駐車場・待機室等の建設が不可								(否定的な意見) なし							
評価点数(10点満点)	5	3	5	1	1	1	5	3	10	9	10	10	10	9	10	9.7

「現地建替え」か「移転新築」の検討について(まとめ2)																		
評価対象	現地建て替え							平均	移転新築							平均		
消防力向上	訓練場所・車庫スペースの確保	x	x	x	△	x	△	x	0.3	○	○	○	○	○	△	○	1.9	
		(肯定的な意見) ①敷地が狭いため、手触りは拭き取れないが、現有公用車庫の精査、訓練項目の検討が必要と思われる。現在の様な仮設でも対応可能 (否定的な意見) ①現有敷地では、訓練場所や車庫スペースの確保は不可能である ②敷地が限られており訓練場所・車庫スペースの確保が困難 ③確保できない(今までと変わらない) ④狭隘のため ⑤現状では不可	(肯定的な意見) ①建て替えを行うことで、求められる訓練場所や車庫スペースの確保できる移転先選定が可能 ②広大な敷地を確保することで、十分に対応できる ③訓練施設、車庫等が整備できる場所を選定できる ④新築のため、充実した施設建築が可能 ⑤訓練場所・訓練等・全車両収納できる駐車場を確保できる場所を選定 ⑥十分確保可能であるが、現有公用車庫の精査、訓練項目の検討は必要と思われる ⑦訓練施設、車庫等が整備できる場所を選定できる	(肯定的な意見) なし														
	災害出動体制	△	△	x	△	△	○	△	1	○	△	○	○	○	△	○	1.7	
		(肯定的な意見) ①比較的、中心市街地に近い事から、通常災害には適していると思われる (否定的な意見) ①隣接する2道路のうち、南側道路の一方通行や道路幅員の狭さは解決できない ②南側道路は道幅が狭い ③敷地周辺が狭隘である ④複数方向への安全な出動が困難 ⑤幹線道路への出動経路が狭隘である(一方出動) ⑥災害出動には問題はないが、特異な事例での出動に時間を要する(多数傷病者・多目的車運用)	(肯定的な意見) ①建て替えを行うことで、遅やかな災害出動に支障のない移転先選定が可能 ②迅速に出動できる動線が確保された場所を選定できる ③支障のない場所を選定、設計が可能 ④幹線道路への一方出動可能な場所を選定 ⑤迅速に出動できる動線が確保された場所を選定できる	(否定的な意見) ①洪水浸水想定区域外からの場所の選定となると、市内中心部から離れることになるため、中央地域への現場到着時間等に影響しないか検証等が必要														
	事業継続性	x	x	x	x	x	△	x	0.1	○	△	○	△	○	○	○	1.7	
		(肯定的な意見) なし (否定的な意見) ①建て替え中の、仮庁舎確保が必要であり、それに対する労力が負担 ②工期が長期間に及ぶ ③建て替えに伴い仮設等の使用が必要となり、事業継続に支障あり ④仮設庁舎が必要となり、災害出動や業務に支障をきたす ⑤建設工事中の代替地(車両・職員乗客駐車場の選定が困難) ⑥工事期間中の仮設移転、新築移転の工程を踏まえると、消防力の維持向上は厳しい。結果的に住民サービスの低下リスクを伴う可能性がある	(肯定的な意見) ①仮庁舎確保が必要がない ②工期短縮が図れる ③別敷地のため事業継続に支障なし ④工事分けて行うため、支障なし ⑤移転新築については問題なし ⑥新築移転時のみ停滞する可能性はあるが、最小限のリスクで事業継続は可能と思われる	(否定的な意見) ①別場所に新築なので問題ないが、引越しが必要														
	評価点数(6点満点)	1	1	0	2	1	4	1	1.4	6	4	6	5	6	4	6	5.3	
	利便性	執務スペース・会議室等の確保	△	x	x	x	x	○	x	0.4	○	○	○	○	○	○	○	2
			(肯定的な意見) ①今後の執務のあり方、レイアウト等、これまでの固定概念でのスペース確保では無く、コロナ禍を踏まえた上での必要スペース確保が求められる (否定的な意見) ①建て替え(階層を増やす)を行うことで、一定のスペースは図れるが、現有敷地では限度がある ②建物の規模が限られるため確保困難 ③敷地が変わらないため、建物の大幅な改築は見込めない ④狭隘のため ⑤拡張性がない現状では、不可能である	(肯定的な意見) ①建て替えを行うことで、あるべき執務スペース等が確保できる移転先を選定可能 ②十分に確保できる ③庁舎内に必要な執務スペース、生活スペース及び災害対応スペースが整備できる ④新築のため、充実した施設建築が可能 ⑤現在のニーズを考慮しWeb会議・感染症対策を考慮した計画が可能 ⑥今後の執務のあり方、レイアウト等、これまでの固定概念でのスペース確保では無く、コロナ禍を踏まえた上での必要スペース確保が求められる	(肯定的な意見) なし													
		市民の利便性(届出等)	△	x	x	△	x	○	x	0.6	○	○	○	△	○	○	○	1.9
(肯定的な意見) ①利便性向上は図られるが、今後の住民サービスのあり方について検討を要す。例えばオンライン申請のように来署しなくても良いシステムの構築等 (否定的な意見) ①現有敷地では、来客者の駐車場を現在以上に確保するのは不可能 ②駐車スペースが少なく利便性が低い ③来庁者の駐車場や駐輪場の確保ができない ④中心部にはあるが、駐車場不足、道路事情が悪い ⑤駐車場を確保できず、出入口も1箇所でもわかりにくい			(肯定的な意見) ①来客者の利用に不便のない駐車スペース等が確保できる移転先を選定可能 ②駐車スペースが確保でき利便性が高い ③ユニバーサルデザインへの配慮や来庁者にとって利便性の良い駐車場や駐輪場を整備できる ④バリアフリー等、施設が充実 ⑤市民のニーズを考えた庁舎建設が可能な場所を選定 ⑥利便性向上は図られるが、今後の住民サービスのあり方について検討を要す。例えばオンライン申請のように来署しなくても良いシステムの構築等 (否定的な意見) ①市内中心部から離れることになると、利便性が落ちる可能性がある															
経済性	建設コスト	△	△	○	△	○	x	△	1.1	△	△	x	x	x	△	x	0.4	
		(肯定的な意見) ①土地の購入費が抑えられる ②一時的にはローコスト ③建設費のみである (否定的な意見) ①土地購入費は必要ないが、建て替え工事中の仮庁舎の確保が必要 ②工事中に事業継続のためのスペース確保が必要 ③単純に解体、新築となればコストは上がる ④工事期間中の局、署の代替施設確保にも費用が加算される	(肯定的な意見) ①土地購入費は必要としても、仮庁舎の建築は必要なし。市有地であればいずれも必要なし (否定的な意見) ①旧庁舎の解体費用が必要 ②土地の購入が必要である ③コストがかかる ④土地・建設費がかかる ⑤起債事業のため、市中中期財政計画を踏まえての関係部局との調整は必須。移転整備費捻出には財源等を踏まえ、工夫が必要															
評価点数(6点満点)	3	1	2	2	2	4	3	2.4	5	5	4	3	4	5	5	4.4		
総評価点数(22点満点)	9	5	7	5	4	9	9	6.9	21	18	20	18	20	18	21	19.4		

※ ○=2、△=1、×=0 で合計点を算定

(2)「建て替え」と「移転新築」の比較検討のまとめ

耐震（免震）性の課題や洪水による浸水の可能性、狭隘化等といった現状の庁舎の課題については、庁舎の規模にもよりますが、庁舎の建て替えを行うことによって、基本的には課題解消は可能と考えられます。

ただし、現地建て替えの場合、テレワーク機器の整備や「働き方改革」等ソフト面での対応を導入したとしても、現在の場所では敷地面積が限られ、大幅な容積増は見込めず、訓練施設の整備についても、敷地が制限されることから実現が難しいため、消防力の向上は図れないものと考えられます。また、南側道路は一方通行であるため、建て替えを行っても、立地条件から出動時の安全性・機動力が確保されない状態であることは解消されないという課題が残ります。

さらに、建て替え工事期間中でも継続して消防機能を維持する必要があるため、土地を含めてその代替措置が必須となり、一時的な消防力低下が懸念されます。

一方、移転の場合には、現在地での建て替えに比べて、工期の短縮が可能と考えられます。また、現消防局庁舎の活用を継続しながら新庁舎建設が可能のため、消防力低下を招くことなく新消防局庁舎への移行を速やかに行えることが最大のメリットであると考えられます。

消防に適した広大な面積が必要になる等敷地に求められる条件があること、また、市有地以外の場所に移転する場合には、多額の土地購入費用等が必要になることがデメリットと考えられますが、現消防局庁舎の問題点を解消し、消防に対する市民のニーズに応じていくには、移転新築でなければ物理的な面から実現できないものと考えます。

以上のことから、消防局庁舎の整備については、現地での「建て替え」ではなく、「移転新築」が必要であると判断します。

ただし、候補地については、本市の財政状況及び工期短縮を鑑み、現在市有地で建物が建っていない空地であることを条件として検討します。

4 新消防局庁舎建設候補地について

(1) 新消防局庁舎に求められる敷地の条件について

新消防局庁舎建設の候補地は、消防局庁舎が消防活動や大規模災害時の防災拠点となり市民を守る重要な役割を持つことから、以下の点を考慮して検討します。

① 豪雨等洪水浸水及び大規模地震発生時の津波の影響を受けないこと

消防局庁舎は、大規模災害時の防災拠点となるため、今後発生が予想される豪雨等による洪水浸水や南海トラフ地震等による津波の影響を受けない場所であると同時に、大規模災害時でも、消防が持つ機動力を活かせるアクセスの良い場所に建設する必要があります。

② 市内中心部を所管する現北消防署の管轄区域内であること

北消防署は、本市最大の繁華街や県庁、市役所のような主要行政施設を所管し、さらに管轄人口も多いことから、現在の北消防署の位置から大きく離れない場所が求められます。

③ 消防機能を果たす必要最低限の敷地面積を有していること

消防局庁舎を建設する土地には、消防業務を円滑に実施する庁舎に加え、敷地内において実践的な救助訓練や消防団の消防訓練、市民に対する訓練指導が行える広さが必要です。

また、大規模災害発生時、緊急消防援助隊を受け入れるためのヘリポートや大型車両の駐車場所、非常招集される消防職員の駐車場等も確保できる敷地面積が必要です。

④ 消防車両の出動に支障を来さない幹線道路に面していること

大型である消防車両等が安全でスムーズに緊急出動できるよう、敷地に面する道路は十分な幅員を有している必要があります。

また、大規模災害発生時、宮崎県相互応援協定や緊急消防援助隊の派遣隊員を迅速に受け入れる必要があることから、幹線道路や高速道路とのアクセスが良いことも重要なポイントとなります。

⑤ 宮崎市有地であり、現状空地であること

アリーナ構想、本庁舎の建て替え等を検討している本市にとって、事業費の圧縮は必須要件です。その中で新消防局庁舎建設用地の取得費用は、必要とされる面積と場所を勘案すると、かなりの金額に上ると想定されることから、土地購入の必要がない市有地で、建物解体を要しない空地であることが求められます。

(2) 新消防庁舎建設候補地の選定について

新消防庁舎の候補地は、4(1)で示した「新消防局庁舎に求められる敷地の条件」を踏まえ、以下の3つを抽出しました。


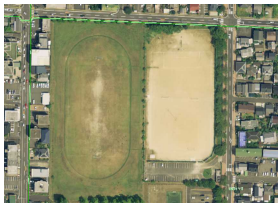

- ① 出水口公園
- ② 宮崎公立大学グラウンド
- ③ 霧島五丁目消防局管理地



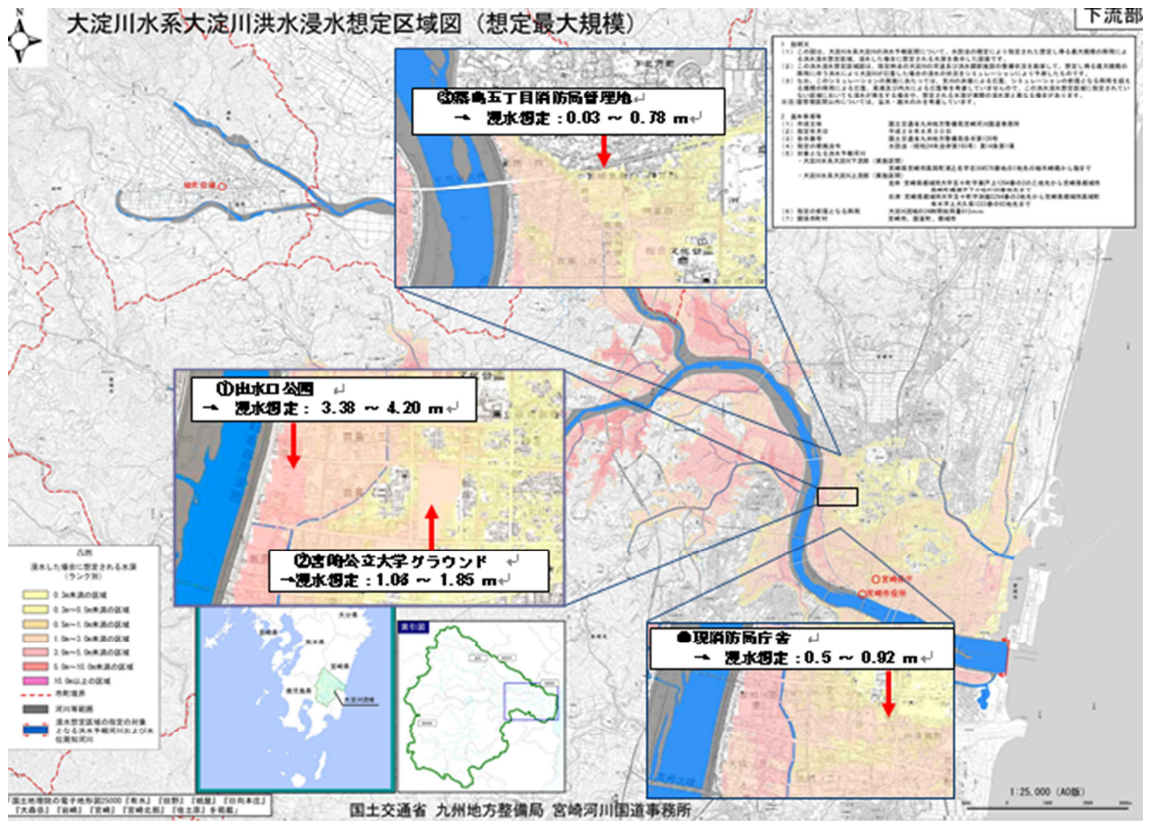
(3) 新消防局庁舎建設候補地の選定について

4(1)で整理した「新消防局庁舎に求められる敷地の条件」及び用地取得の実現性を検討の条件として評価し、建設候補地の選定を行いました。

新消防局庁舎建設候補地の比較・評価

検討条件項目	① 出水口公園	② 宮崎公立大学 グラウンド	③ 霧島五丁目 消防局管理地
敷地写真			
洪水浸水区域 (L2 想定) 津波の影響	×	×	△
	<ul style="list-style-type: none"> ・津波の影響なし ・3.38 ~ 4.20m 浸水 ・大規模な造成工事が必要 ・周辺が浸水する 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波の影響なし ・1.06 ~ 1.85m 浸水 ・造成工事が必要 ・周辺が浸水する 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波の影響なし ・0.03 ~ 0.78 m 浸水 ・造成工事が必要 ・周辺が浸水せず、機動力は失われない。
現消防局庁舎 北消防署 からの距離	○	○	△
	0.8km	0.7km	1.6km
敷地面積	○	○	○
	30,101 m ²	37,560 m ²	15,700 m ² (調整池除く)
緊急車両出動 の容易性	×	○	○
	幹線道路に面しておらず、幅員も狭い	幹線道路に面しており幅員も大	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路に面しており幅員も十分 ・高速道路へのアクセスも良好
用地取得の実現性	×	×	○
	都市公園のため、公園代替用地取得費が必要	調整池機能を有しているため造成工事等の整備は困難	市有地であり、消防局の管理地

● 新消防局庁舎建設候補地の洪水浸水想定区域図（L2想定）



(4) 新消防局庁舎建設候補地のまとめ

(1)～(3)のとおり、新消防局庁舎に求められる敷地の条件から候補地と考え得る場所を3か所抽出し、検討を行いました。北消防署の管轄は、L2想定においてそのほとんどが浸水区域に入っており、浸水区域以外で抽出すると市内中心部から遠く離れてしまうことから、敷地の造成工事等浸水対策を講じ、大規模洪水災害発生時でも防災拠点機能を失わないことを条件に検討を行うこととしました。

一つ目の候補地である出水口公園は、敷地面積が広大で、市内中心部から比較的近い場所に位置していますが、周辺道路の幅員が狭く、大型車両の出動に支障を来すことが考えられます。また、L2想定で3.38～4.20m浸水するとされており、さらに大規模水害時には消防局庁舎が孤立するおそれがあります。さらには、この土地は、宮崎市公園緑地課が管理しており、用地取得費は必要ありませんが、都市公園としての規制を受けているため、公園として廃止する条件が厳しいが故にその周辺に代替用地を準備する等ハードルは高く、実現可能性は低いと判断されます。

二つ目の候補地である宮崎公立大学グラウンドは、敷地面積が広大で、市内中心部からも近く、周辺道路の幅員も広いため、消防局庁舎用地として適していると言えます。宮崎市が所有している土地であるため、用地取得費も必要ありませんが、代替用地が必要となる上、この敷地は、大雨が降った場合の調整池としての機能を有しており、周辺地域を洪水被害から守る役割を担っているため、この場所を造成して消防局庁舎を建設することは付近住民からの理解を得にくく、その他の洪水浸水対策を講じることも困難であることから、実現可能性は低いものと判断されます。

三つ目の候補地である霧島五丁目消防局管理地については、敷地面積も消防機能を果たすには十分であり、洪水浸水想定区域内ではあるものの、浸水高は他の候補地より浅く、北側幹線道路は浸水しないことから、災害時でも消防の機動力を活かすことができる立地であると言えます。また、他の二箇所と比べると市内中心部から離れているため、その影響を検証し、必要に応じて対策を講じる必要がありますが、敷地北側と東側は幹線道路に面し、幅員も十分であるため多方向への出動が可能であり、大型車両の災害出動も迅速に行えらると思えます。加えて、現在消防局が管理している市有地であるため用地取得の費用はかからず、建設工事への移行がスムーズに進み、工期が短縮されること、また、調整池も備えていることから周辺地域の洪水対策への対応も可能となります。

以上のことから、**新消防局庁舎建設候補地は、「霧島五丁目消防局管理地」を適地とします。**

第6章 資料編

資料1・・・消防局庁舎及び訓練施設整備検討委員会設置要綱

資料2・・・構造耐震判定指標値（Is値）と消防局庁舎の耐震診断結果について

消防局庁舎及び訓練施設整備検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防局庁舎及び訓練施設整備検討委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 消防局庁舎及び訓練施設に関する諸課題について協議、検討を行うとともに、総合的かつ計画的に当該施設を整備・維持管理するため、消防局庁舎及び訓練施設整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項の協議、検討を行う。

- (1) 市本庁舎建替えに伴う消防局のあり方に関すること。
- (2) 霧島五丁目における訓練施設のあり方に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、局長が必要と認める事項。

(委員会)

第4条 委員会は、局長、次長、総務課長、警防課長、予防課長、指令課長、北署長、南署長及び東分署長をもって構成する。

- 2 委員会には、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は局長とし、委員会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 委員会には、作業部会（WT）を置くことができる。

(作業部会)

第5条 作業部会は、総務課長補佐、警防課長補佐、予防課長補佐、指令課長補佐、北署長補佐、南署長補佐及び東分署長補佐をもって構成する。

- 2 作業部会には、リーダーを置く。
- 3 リーダーは総務課長補佐とし、作業部会を主宰する。
- 4 リーダーは専門的見識を持つ者を、作業部会に招聘することができる。

(庶務)

第6条 委員会及び作業部会の庶務は、総務課管理係が処理する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び作業部会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年8月7日から施行する。
(消防局庁舎のあり方に係るプロジェクトチーム設置要綱の廃止)
- 2 消防局庁舎のあり方に係るプロジェクトチーム設置要綱(平成27年11月1日伺定)は、廃止する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月9日から施行する。

2 構造耐震判定指標値（I_s 値）と消防局庁舎の耐震診断結果について

消防局庁舎は、令和元年度に耐震診断を外部委託しており、その結果は以下のとおりであった。

●目標構造耐震判定指標（I_{s0}）

$$\begin{aligned} I_{s0} &= E_s \text{（耐震判定基本指数）} \times Z \text{（地域係数）} \times G \text{（地盤係数）} \\ &\quad \times U \text{（重要度係数）} \\ &= 0.6 \times 0.9 \times 1.0 \times 1.5 = \underline{\underline{0.810}} \end{aligned}$$

E_s（耐震判定基本指数）： 診断法により設定された指数。1次診断（簡易的）は「0.8」、2次診断（粘りも考慮）は「0.6」を使用。

Z（地域係数）： 過去の地震記録等を踏まえ、国土交通省が定めた地域ごとの係数。
「0.7～1.0」の幅で指定され、宮崎市は「0.9」。

G（地盤係数）： 地盤条件によって決定される係数。補正がない場合は「1.0」

U（重要度係数）： 建物用途に応じて決められた係数。「1.0～1.5」の幅で指定され、消防機関・病院等災害拠点として機能すべき用途は「1.5」

※目標構造耐震判定指標（0.81）以上であれば、大地震後、建物を補修することなく使用することができることを示す。

●判定結果

耐震診断の結果、消防局庁舎1～4階及び塔屋のI_s値は、「1.13～0.82」であり、いずれの階でも目標構造耐震判定指標「0.81」を上回っているため、安全（想定する地震動に対して所要の耐震性を確保している）であると判定されている。